

# 芳香消臭脱臭剤協議会は安全な製品の供給を理念に、 信頼される業界を目指して活動しています。

近年の社会環境および生活環境は、住居形態の洋風化、密閉化などが進み、快適な生活空間を求める消費者の価値観や ニーズが多様化して大きく変化してきました。それに伴い、一般消費者用芳香剤・消臭剤・脱臭剤などに対する需要が 高まり、それらの製品市場規模は年ごとに拡大しつつあります。このような状況の中で芳香剤・消臭剤・脱臭剤などの製造 や発売に携わる私ども事業者は、消費者の方からより信頼される製品作りに業界全体で取り組んでいます。

#### 設立目的

消費者の方が使用される芳香剤・消臭剤・脱臭剤 などについて自主基準を定め、より安全にご使用 いただける品質を確保した製品の供給を行うこと を目的として昭和63年10月に設立いたしました。

#### 活動状況

#### これらの活動を恒常的に行っています。

- ●「一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤の自主基準」の実施徹底と充実。
- ② 「芳香·消臭·脱臭剤の安全確保マニュアル作成の手引き」の作成。
- 3 関係官公庁および関係諸団体との連携の強化。
- ④ 一般消費者ならびに流通に対する啓発活動。



一般消費者用 芳香・消臭・脱臭剤の 自主基準に基づくマークです。



# 「適合マーク」は、製品への 安心と信頼の証です。

#### 適合マークの意味

当協議会で定めた製品の安全性、有効性、安定性および表示に 関する自主基準に適合した製品であることを示すものです。 (業務用・産業用専用のもの、機械的作用によるものには適用しません)

#### 「適合マーク」の目的

安全性などにおいて、より信頼してご使用いただける品質を 確保した製品であることを、消費者の方や流通関係の方々に このマークでお知らせします。

## 安全性

自主基準に定めた法律や規制に基づいて安全な物質を使用し、製品の安全を期しています。 また、製品の安全性の確認にあたっては、製品または成分について信頼性あるデータを保持しています。

## 有効性

製品の使用目的に応じて、効果・効能が発揮されていることをいい、自主基準に 基づいて適正な効力試験方法により製品の有効性を確保しています。

## 安定性

自主基準に基づいて、製品の品質を確保するため、おおよその流通期間を 考慮した適正な安定性試験により、製品の安定性を確認しています。

当協議会の自主基準は、厚生省生活化学安全対策室(現厚生労働省 化学物質安全対策室)のご支援により、一般消費者用芳香剤・消臭剤・脱臭剤などの成分の種類や表示および 製造にあたっての基準を会員の統一ルールとして定めたもので、製品の品質を確保することを目的として制定されました。平成3年4月1日以降製造された製品に適用されています。

## 「適合マーク」への理解と、より広い普及をはかります。

### 「適合マーク」は芳香剤・消臭剤・ 脱臭剤・防臭剤についています。

当協議会の会員が製造、発売する製品は次のように分類され、 それらを対象に「適合マーク」がつけられています。

#### ■芳香剤・消臭剤・脱臭剤・防臭剤の製品区分

品名	区分
芳香剤	空間に芳香を付与するもの
消臭剤	臭気を化学的作用又は感覚的作用などで除去または緩和するもの
脱臭剤	臭気を物理的作用などで除去または緩和するもの
防臭剤	他の物質を添加して臭気の発生や発散を防ぐもの

## 芳香剤・消臭剤・脱臭剤などの 正しい使い方

製品パッケージに書かれている表示は 商品を選択購入し、正しく使用するため に必要な情報です。購入するとき、 および使用する前には、成分名、使用 方法、使用上の注意、「適合マーク」の 有無など、製品の表示をよく読んでから お使いください。



### 芳香消臭脱臭剤協議会への入会のご案内

入会申込書およびアンケートに必要事項をご記入、 ご押印の上、会社概要を添えて事務局宛に郵便にてお申し込みください。

詳しくは当協議会ホームページ「入会について」をご確認くだ さい。入会についての認否は理事会に諮り、承認の場合は入会 金の入金を確認の上、最終承認となります。万一、入会が不承 認となった場合は、入会金および年会費は返却いたします。

http://www.houkou.gr.jp/

#### 会費について

- ◆ 入会金 一社につき、¥10,000 (特別会員=団体は¥50,000)
- 年会費 一社につき、¥30.000 (特別会員=団体は¥120,000)
- (注) 1)入会金、本年度会費とも一括前払いにてお振込ください。尚、当協議会の会計年度は10月1日から翌年9月30日までです。 2)請求書の発行は、原則的には行っておりません。必要な場合はお申し出ください。3)振り込み手数料は、貴社にてご負担願います。

お問い合わせ 〒567-0057 大阪府茨木市豊川1丁目30番3号 芳香消臭脱臭剤協議会事務局 [TEL] 072-641-5965 [FAX] 072-641-5966